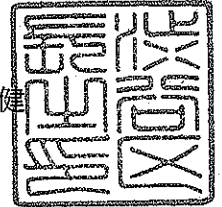


2 渋谷総取第170号
令和2年7月31日

ねる会議 御中
特定非営利活動法人アジア女性資料センター 御中
Broken Rainbow-Japan 御中
ふえみん婦人民主クラブ 御中
ノラ 御中

渋谷区長 長谷部 健



苦情申し立てに対する回答

2020年7月20日付で貴団体よりいただきました、渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例第15条に基づく苦情申し立てに対し、下記のとおり回答いたします。

記

1 苦情申し立て内容について

当区では渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例第9条に基づき、男女平等・多様性社会推進行動計画（以下、「行動計画」という。）を策定しており、それを施策や手続きの指針として担当部署が区政にあたっております。

また、DVは重大な人権侵害であるとする立場から、その相談及び支援のため、渋谷区担当部署、東京ウィメンズプラザ及び区内警察署を主な構成員とする渋谷区配偶者等暴力対策連携体制（以下、「本連携体制」という。）を構築し、それぞれの専門性に応じた対応を行っており、性別による差別的な取り扱いは、いかなる場面においても一切行っておりません。

一方、今回の特別定額給付金という特殊な状況における対応策を、あらかじめ構築できておらず、それぞれの窓口において固定的な対応になってしまったことが、事象の原因であると考えています。

2 今後の対応について

今回いただきました苦情を真摯に受け止め、本連携体制及び行動計画の適正かつ柔軟な運用を行い、区民の皆さまが安心して区民サービスを受けられる環境の整備に努めてまいります。

また、本連携体制及び行動計画自体につきましても、状況に即した適切なものとなるよう努めてまいります。今後も、区民の皆さまの信頼に応え、男女平等及び多様性が尊重される社会づくりに取り組んでまいります。

以上

別添資料「苦情申し立てに関する経緯」につきまして、当区各担当課に事実確認をいたしましたので、結果をお知らせいたします。

<福祉部生活福祉課>

(相談係、子ども女性相談主査)

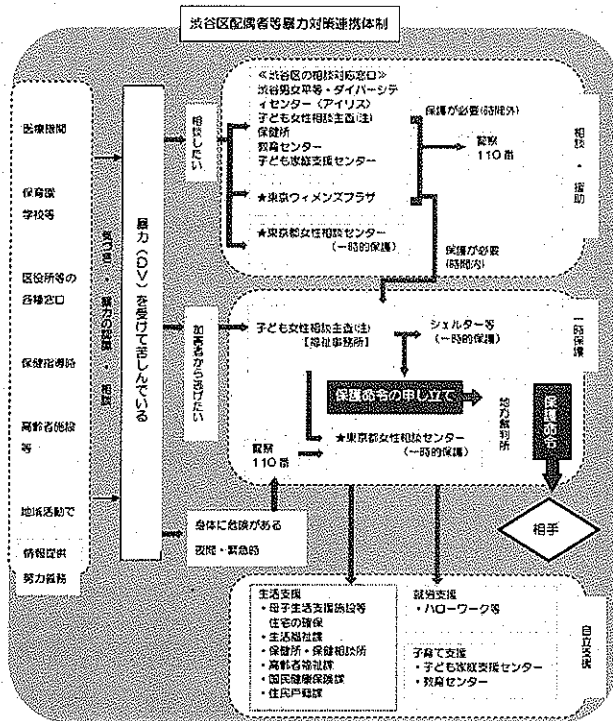
- ・ 1、2ともご指摘のとおり案内しました。

<区民部地域振興課>

- ・ 1～3については、ご指摘のとおり案内しました。

<総務部総務課 (アイリス) >

- ・ 1～3については、ご指摘のとおり案内しました。
- ・ 4については、「アイリスで相談を受けることはできるが、支援機能は福祉になる」という旨をお伝えしました。
- ・ 5については「23区全て」ではなく「男性相談を行っていない自治体などは東京ウィメンズプラザを紹介する場合があります」と案内しました。



【参考資料】

渋谷区配偶者等暴力対策連携体制図
 男女平等・多様性社会推進行動計画
 P22 より抜粋

<本件に関するお問い合わせ先>

渋谷男女平等・ダイバーシティセンター
 〒150-0031

東京都渋谷区桜丘町 23 番 21 号

渋谷区文化総合センター大和田 8 階

TEL : 03-3464-3395 FAX : 03-3464-3398